

緑の風 FAX版



JR 東労組ホームページ

NO. 22 2020年10月16日 JR東労組

臨時第5回中央執行委員会（2020.10.15）を開催

中央本部指令第 13 号を発出！

中山透君の制裁申請と執行権停止及び組合員権の一部停止の緊急措置について

JR東労組は、2018年6月23日にJR東労組高崎地方本部の元専従者らによって結成されたJR東労働組合（以下、ひがし労）は、組織再生からの逃亡であり、組織破壊であることを確認してきた。

中央本部が、指令8号「JR東労組高崎地方本部に対する緊急会計監査の実施について（2020年9月9日）」に基づき緊急に会計監査を行ったところ、JR東労組高崎地方本部が“ひがし労”と共同行動をしている事象が発見された。

中央本部は、JR東労組高崎地方本部 執行委員長である中山透君に聞き取り（2020年10月15日）を行ったところ、“ひがし労”と共同行動を行っている証拠を提示しても認めることはなく、「知らない」等と主張した。

しかし、同日調査を行ったJR東労組高崎地方本部の北双葉研修センターから“ひがし労”の地本・分会の組合資料や新聞等が発見された。また、熊谷支部からも“ひがし労”の資料が発見された。中山透君は、高崎地方本部の書記長並びに執行委員長に就任していた事に照らせば、ひがし労との共同行動の事実を知らなかったことはあり得ない。よって中山透君は責任を逃れることはできない。

従って、中山透君の行為は、規約第60条第1項(3)「組合の団結または統制を乱す行為があったとき。」に該当することは明らかであることから、臨時第5回中央執行委員会（2020.10.15）の確認に基づき、下記の通り指令する。

- 1、中山透君に対し、JR東労組規約第60条2項ならびに3項の定めにより、第47回定期中央委員会へ制裁申請を行う。
- 2、中山透君に対し、「組織運営上重大な支障がある」と判断し、JR東労組規約第34条第1項(5)に基づき、緊急措置として執行権を停止する。
- 3、中山透君に対し、「組織運営上重大な支障がある」と判断し、JR東労組規約第60条2項に基づき、規約第13条(2)(3)(4)(5)を停止する。
- 4、中山透君に対し、中央本部の許可なく組合施設への出入りを禁止する。
- 5、各地方本部は、各級機関および全組合員に周知徹底し、組織の一層の団結・強化を図ることを要請する。

現在、JR東労組高崎地方本部内の支部・分会・部会・青年部、全ての機関の通帳の行方が分かりません。

さらに調査を行い、法的手段の検討を行っていきます。